

この表は、入所申込者の入所順位の優先判定に際して、あらかじめ大枠での入所順位の上位・中位・下位等のグループ分けを行う作業に使用する。

### 1 介護の必要性（10～50点）

要介護度	配点
介護度 1	10 点
介護度 2	20 点
介護度 3	30 点
介護度 4	40 点
介護度 5	50 点

### 2 在宅介護の困難性（10～50点）

#### ① 介護者の有無（10～50点）

介護者の状況		配点
介護者 なし		50 点
介護者 あり (主たる介護者の年齢)	65歳未満	10 点
	65歳以上75歳未満	15 点
	75歳以上	20 点

#### ② 介護者の状況（0～20点）

※上記①の点数に、下記の該当する項目を最大2項目まで加算する。

主たる介護者の状況		配点
主たる介護者 続柄:	就労中	10 点
	育児中	5 点
	病弱で介護が困難	10 点
	他に介護している	10 点

※ 就労中とは：生計を維持するために仕事に従事している場合をいう。

※ 育児中とは：未就学の乳幼児を世話している場合をいう。

※ 病弱で介護困難とは：現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等があって、その介護に応えられないときが多い場合。又、既に介護認定を受けてそのサービスを利用している場合等をいう。

※ 他に介護しているとは：当事者以外にも、病弱者や障害者等の世話をしている場合をいう。

この表は、別表1の一次判定基準で抽出したグループ等について、そのグループ内での優先度を判定するため、下記の項目等による詳細な調査を行うものである。

但し、この二次判定に用いる調査項目や内容は参考例であり、施設に義務付けるものではない。あくまでも、地域や施設の実情で判断し、関係市町村と協議の上、実施されることを望みます。

### 1 認知症に伴う日常生活上の問題点

#### ① 認知症高齢者の日常生活自立度

既に介護認定時にいくらかは考慮されている。只、それが地域により格差があると思われるので、認知症度の差異による介護の必要性も異なってくるものと思われる。

例.	認知症度Ⅰ	認知症度Ⅱa	認知症度Ⅱb	認知症度Ⅲa	認知症度Ⅲb	認知症度Ⅳ	認知症度Ⅴ
	点	点	点	点	点	点	点

#### ② 認知症状等に伴う問題行動の内容やその程度

認知症状やお年寄りの性格等からくる種々の問題行動は、介護の必要性を大きく変化させることがある。よって、その問題行動の内容やその程度、又、発生頻度等について反映させる。

例.	その程度・頻度		問題行動の内容
	介護負担大	点	暴言・暴行、不潔行為、一人で出たがる、一人で戻れない、常時の徘徊、介護に抵抗、異食行動、昼夜逆転、火の不始末、物を壊す、など
	“ やや大きい	点	
	“ 普通	点	
	“ 少ない	点	

#### ③ その他

### 2 介護に当たる家族等の状況と生活の場所

#### ① 家族等の問題

介護者が居ても同居、別居等の違いもある。別居であっても、同一敷地内や近隣に家族が居る等の方。又、家族が居ても介護に非協力的な場合等があり、斟酌していく必要がある。

例.	その内容・程度		介護者の状況
	介護能力なし	点	介護者は居るが殆ど協力なし、介護者は居るがやや非協力的である、介護者は別棟又は近隣である、介護者は他人である、など
	“ 低い	点	
	“ 普通	点	
	“ 高い	点	

#### ② 生活の場所

被介護者の生活場所によっても在宅介護の困難性が現われてくる。在宅であるか否か、既に、施設や病院等に入所・入院しているかについても考慮する必要がある。

例.	在宅	介護保険施設		病院		その他の施設など	
		特養	老健・病院	短期入院中	長期入院中	ケアハウス等	グループホーム
	点	点	点	点	点	点	点

### 3 特記事項

#### ① 居宅サービスの利用状況

#### ② 待機期間

(注) 介護の必要性や在宅介護の困難性について、別表1, 2により判定するが、これらの項目に反映されない部分については、入所検討委員会等で特記事項の理由付けを行い、加算できるものとする。